

令和 6 年 第 3 回 宇 治 田 原 町 議 会 定 例 会

目 次

○第 2 日（令和 6 年 9 月 5 日）

議 事 日 程（第 2 号）	23
日程第 1 一般質問	25
1. 山 内 実貴子 議員	25
2. 今 西 利 行 議員	31
3. 山 本 精 議員	41
4. 藤 本 英 樹 議員	44
5. 上 野 雅 央 議員	51
6. 榎 木 憲 法 議員	56
7. 宇佐美 ま り 議員	64

令和6年第3回宇治田原町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和6年9月5日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 山 内 実貴子 議員
2. 今 西 利 行 議員
3. 山 本 精 議員
4. 藤 本 英 樹 議員
5. 上 野 雅 央 議員
6. 榎 木 憲 法 議員
7. 宇佐美 ま り 議員

1. 出 席 議 員

議 長	12番	浅 田 晃 弘	議員
副議長	1 番	山 内 実貴子	議員
	2 番	榎 木 憲 法	議員
	3 番	馬 場 哉	議員
	4 番	森 山 高 広	議員
	5 番	山 本 精	議員
	6 番	宇佐美 ま り	議員
	7 番	藤 本 英 樹	議員
	8 番	今 西 利 行	議員
	9 番	上 野 雅 央	議員
	10番	原 田 周 一	議員

1. 欠 席 議 員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長 西 谷 信 夫 君

副町長	山下康之君
教育長	奥村博巳君
総務政策監	奥谷明君
総務理事兼総務課長	村山和弘君
健康福祉理事	立原信子君
建設事業理事	垣内清文君
都市整備担当理事	野原正行君
教育次長兼学校教育課長	矢野里志君
企画財政課長	中地智之君
税住民課長	奥西正浩君
福祉課長	太田智子君
健康対策課長	岡崎一男君
子育て支援課長	廣島照美君
建設環境課長	中村浩二君
まちづくり推進課長	植村和仁君
産業観光課長	田村徹君
上下水道課長	下岡浩喜君
会計管理者兼会計課長	谷出智君
社会教育課長	岡崎貴子君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	西尾岳士君
庶務係長	重富康宏君

開 会 午前10時00分

○議長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（浅田晃弘） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。

山内実貴子議員の一般質問を許します。山内議員。

○1番（山内実貴子） 皆さん、おはようございます。それでは、山内実貴子でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1件目は災害への備えについてでございます。

南海トラフ地震などへの備えについてお伺いいたします。

まずは、進行速度が遅く、進路も確定しにくかった今回の台風10号により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

ここ数年、最大級と言われるほどの猛暑の中、熱中症など注意が呼びかけられていますが、8月8日16時43分頃に宮崎県日向灘を震源とする地震が発生し、この地震の発生に伴って、南海トラフ地震の想定震源域では大規模地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられたことで、同日19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。宇治田原町からも注意喚起の一斉メールが私にも届きました。また、町として住民に向けての情報の周知や災害警戒本部を設置し、8月15日注意喚起の情報が解除されるまで1週間24時間の警戒態勢を取られました。今までにない緊急態勢だったと思います。

とはいえ、災害は様々な形で私たちの生活の中に起こってきます。町では地域防災計画の下、平時より防災減災に取り組み、発災時には災害対策本部を設置するなど警戒態勢が取られると思いますが、今回の態勢はどのような取組だったのかお聞かせください。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、山内議員の南海トラフ地震への備えについてご答弁を申し上げます。

8月8日夕方に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したことを受け

て、気象庁では2019年の運用開始後初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表されました。本町におきまして同日に宇治田原町災害警戒本部を設置し、24時間態勢で職員が待機し、情報収集などに努めるとともに、住民の皆様に対しまして防災アプリ、安心安全メール、ホームページにおきまして地震への備えを再確認していただくよう情報発信を行ったところでございます。また、各区長様にも本町の態勢等について情報提供を行うとともに、大きな地震災害が発生した場合には公民館の避難所開設等の協力の依頼を行ったところでございます。

幸いにも、8月15日までの間に南海トラフ地震の想定地震域においてプレート境界の固着状態に特段の変化が観測されなかったことなどから、政府は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）における特別な注意の呼びかけが終了したところであり、住民の皆様にも防災アプリ等でお知らせを行い、町防災警戒本部も閉鎖をしたところでございます。

今回の臨時情報は、制度がスタートしてから初めての発表ということもありまして、住民の皆様におかれましては、連日ニュースなどで情報を見聞きする中で、どのように行動すべきであるのか戸惑われたこともあったかと思いますと同時に、日頃の地震等災害に対する備えを見直す機会になったのではと思っておるところでございます。

本町におきまして、1月に発生した能登半島地震、今回の南海トラフ臨時情報も踏まえる中で、地震に備えた有効な防災対策を検証し、住民の皆様には地震への備えを強化いただくとともに、有事の際には迅速かつ慎重に対応していただけるよう、引き続き国や京都府などからの情報を参考に、情報発信の充実、自主防災組織と連携した防災訓練の実施などの取組を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 台風10号が各地に猛威を振るう中、先日8月31日にも日向灘で震度3の地震がありました。まだまだ暑さが続き、台風、地震等、自然災害には油断ができません。ご答弁にもありましたが、住民の皆さんが様々な自然災害に対して備えを強化いただき、災害時には迅速かつ慎重に対応していただけるよう、町当局の皆さんにはあらゆる災害を想定した対応の確認もお願いしたいと思います。

次に、防災訓練、シェイクアウト訓練などへの参加周知について伺います。

南海トラフ地震への危機感が高まっているとはいえ、日頃の備えや訓練を重ねること

が大切だと考えます。町や自主防災会の訓練に参加したり、1月17日や3月11日など大災害が起こった日、9月1日防災の日を中心とした防災週間など、節目の日にさらに防災への取組に参加することで意識を高めることができると思います。例えば、災害用伝言ダイヤル171は、災害時に利用されるものですが、防災週間など決められた日にこのダイヤルを使うことができる期間があります。家族などで体験する良い機会になると思います。

また、6月議会でも議場にて私たち議員も参加したシェイクアウト訓練は、住民の皆さんや参加する方には取り組みやすい訓練ではないでしょうか。もともとこの訓練は、事前に参加日時を指定し、団体や会社、個人などが参加登録をして、自分がそのときいる場所でその日時に1分間、姿勢を低く、頭を守り動かないという地震時の行動訓練を行うというものです。

京都市では昨年3月11日、856件7万6,935人の登録者数の下、強い地震発生を想定したシェイクアウト訓練を行いました。そして、シェイクアウト訓練に引き続き市役所の全職場で、出入り口の確保、職員・来庁者の安否確認、火の元の安全確認、屋内消火栓等の点検、来庁者の避難誘導訓練等の初動訓練を行いました。また、市内の事業所、学校等には避難場所の確認、連絡体制の確認、避難誘導訓練等の実施を呼びかけております。また、県や府を上げて防災の日に合わせての訓練なども行われています。

ぜひ防災への関心が高まる節目を捉え、少しでも多くの方がシェイクアウト訓練などの防災訓練に参加できるよう呼びかけ、働きかけを行うなど、さらなる周知をと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） それでは、ご答弁申し上げます。

シェイクアウト訓練の実践につきましては、令和2年度より、従来から国が実施しております緊急地震速報訓練に合わせ、安心・安全メール、防災アプリ、広報紙及びホームページで周知するとともに、町内各地に整備をいたしました防災用長距離スピーカー等を活用し、個人、事業者一人一人が同訓練を実践いただけるよう呼びかけを行っております。

また、訓練放送に合わせ役場庁舎におきましては、職員を対象に来庁者も参加できるシェイクアウト訓練を実践しているところであり、今後も引き続き緊急地震速報訓練に合わせ、少しでも多くの方にシェイクアウト訓練に参加いただけるよう、各種ツールを活用し周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、防災の節目の取組といたしましては、9月1日の防災の日に合わせまして町広報紙「町民の窓」における防災記事の掲載、総合文化センターにおける防災資料展の開催、また、1月17日の阪神淡路大震災、3月11日の東日本大震災の発生日に合わせまして、防災協定締結市町との情報伝達訓練や職員の参集体制の確認を実施いたしております。このような取組が過去の災害に目を向け備えの大切さを考えていただくとともに、有事の際には迅速な災害対応に生かせる機会になればと考えるところでございます。

今後も防災の節目を契機とした周知啓発に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 日頃からの備えと繰り返しての訓練が大切とこだわりを持ち、節目を捉えての訓練参加周知の中で住民の皆さんが防災への意識をさらに強く持って、また、自主防災会の活動にもご協力いただけるようにと考えます。

次に、避難所の環境整備について伺います。

本年も例年を超える暑さで、学校でも体育の授業など運動活動も屋外では困難なことがさらに増えてくるのではないのでしょうか。小中学校も2学期に入りましたが、まだまだ熱中症の心配はなくなりません。そういった中、体育館での活動が増えることも想定され、熱中症対策の必要性もさらに高まってくるでしょう。換気だけでは到底、体育館の使用も難しく、特に維孝館中学校の体育館は年間を通して部活動の場所として利用され、小学校の体育館や住民体育館とともに避難所として指定もされています。暑さが数十年前とは比べられないくらい厳しくなった今、避難所ともなる体育館の熱中症対策として、近隣の自治体でも取組が進められている空調設備の設置が喫緊の課題と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、山内議員のご質問にお答えを申し上げます。

昨年も今年も夏の平均気温が1度以上高くなっているという大変、体温を超えるような猛暑が本当に続いておるところでございます。山内議員におかれましては、日頃から子どもの見守り活動実践、また子どもの熱中症対策等、常に子どもの育成環境に気をつけていただき、大変感謝をしているところでございます。

また、昨年9月の一般質問におきましても体育館での熱中症対策についてご質問をいただいております。避難所ともなる体育館の空調については、様々な場

面で要望をお聞きするところでございます。今年の夏も非常に暑く、熱中症特別警戒アラートの発表こそありませんでしたが、暑さの時期も長期化し、まさしく地球沸騰化の時代となってきており、学校生活における熱中症対策及び避難所の環境整備も喫緊の課題であると認識をしておるところでございます。

そうした状況の中で、近隣市町におきましても有利な財源を活用しつつ体育館の空調設備整備方針が次々と表明されておるところでございます。避難所となる体育館の中でも維孝館中学校の体育館は、年間を通じて部活の場でもあり、生徒の利用頻度も高いことから、空調整備については優先度が非常に高い施設であると考えておりました。まずは維孝館中学の体育館の空調整備について財源も含めまして前向きに検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） まずは、避難所となる体育館の中でも年間を通して部活動の場でもあり、優先度が非常に高い施設として維孝館中学校の体育館の空調設備について検討されとのこと、早期に取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

近隣市町が有利な財源を活用し、避難所となる体育館の空調設備の整備方針を表明しているとのことですが、残る住民体育館、小学校の体育館の空調設備についてもぜひご検討いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 避難所となっております残る体育館の空調整備につきましては、喫緊の課題と認識をしておるところでございますけれども、その整備には多額の費用を要することとなります。また、住民体育館につきましては、築40年が経過し、大規模改修等の検討も必要なことから、空調整備も含め、今後総合的に検討することとし、空調が必要な場合は、当面優先的に整備を進めたいと考える維孝館中学校体育館を活用するものといいたしたいと考えておるところでございます。

また、両小学校につきましては、避難所として体育館で過ごすことが困難な場合には、空調設備の整った校舎内での教室を活用することも考えられますことから、財源面と町の費用負担面も踏まえまして引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 小学校の体育館は、避難所として、また学校教育施設として十分に活用できるよう整備を進めていただくようにお願いします。また、住民体育館については、大規模改修等も含め財源を確保していただき、しっかり計画を立てて空調整備も含めた整備をお願いしたいと思います。

最後に、3件目、きれいな星空を生かしたまちづくりについて伺います。

星がきれいに見える町の推進でございます。

暑い夏の毎日でも、ふと夜、外に出て空を見上げると星空が広がっているのが見られます。やはり田原の空は星がたくさん見えます。今年もペルセウス座流星群がきれいに見えておりました。これまでも西ノ山展望広場での新年の初日の出や折々の流星群、満月や月食などの際には、知る人ぞ知るスポットとして多くの方が訪れています。中央公園が開設されてからは、そこでも星見るスポットとして訪れる方々がおられると聞いております。

また、この夏、奥山田のぼんぼんまつりのとき、また禅定寺の夏まつりなど、暗くなり、ふと空を見上げると月や星がきれいに見えていました。西ノ山展望広場や中央公園、さらに宇治田原町はどこでもきれいな星空が見えるスポットなのです。星空コンテストなどインスタグラムうじたわらいくへの投稿、拡散で星がきれいに見える町宇治田原を新たなスポットとして知っていただき、宇治田原町を訪れていただくきっかけにと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 植村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） それでは、ご答弁申し上げます。

古来より星は暦や方位など農業や移動等に欠くことのできないものであり、科学技術が進歩した現代においても12星座による星占い、それから流星へのお願い事など、利用の形は変われども日々の生活や人々の心に潤いを与え続けております。

環境省では星空公団と共同で平成30年度からマストビーの2階、肉眼による観察とデジタルカメラによる星空の明るさ調査を進められており、昨年度では北海道陸別町や長野県松本市、また関西エリアでは和歌山県古座川町が上位に入るなど、星空の美しさと併せて環境に優しい指標の一つとして星空への関心も広がりを見せております。本町においては平成30年5月に西ノ山展望広場が、昨年11月には宇治田原中央公園が開園し、多くの方々にご利用をいただいております。

天体観測イベントが開催された末山・くつわ池自然公園など、美しい星空に輝く星空観察もその一つであり、個人のSNS上にも美しい画像をアップするなどして楽しんで

いただいております。本年1月には教育委員会主催による星空観測会が中央公園を会場に行われるなど、徐々にではありますが、美しい星空が見えるポイントとして認知され、京都市内から大型カメラ持参で中央公園まで足を運ばれる方もおられたところです。緑茶の歴史を学び、お茶を一服、心潤す町であるとともに、星空を眺めて一日の疲れを癒していただける場所として星空が美しい自然環境も町の魅力の一つとして取り上げてまいりたいと考えております。

今後、星がきれいに見える公園、宇治田原中央公園と併せて本町の持つ新たな資源としての美しい星空を公式インスタも活用しながら発信し、また、拡散もいただく中で星空で結ばれた町内外の宇治田原ファンを増やしていければと存じます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 環境省の調査で話題になるという夢も持っていていいのではないかと思います。宇治田原町だからこそその魅力発見、発信で、町内の方には宇治田原町のいいところを再認識していただき、町外の方にも宇治田原町を知っていただくきっかけとなるよう仕掛けづくりも期待しています。そして、たくさんの皆さんが一緒になって、わくわくした思いでインスタうじたわらいくなどで、星空も含め、さらなる宇治田原町の魅力を発信、拡散していければと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（浅田晃弘） これにて山内実貴子議員の一般質問を終わります。続きまして、今西利行議員の一般質問を許します。今西議員。

○8番（今西利行） 今西利行です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1点目は、防災対策についてです。

8月末から9月初めにかけて台風10号が日本列島を襲い、甚大な被害が出ました。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

今回、私の質問は、自然災害の中でも特に地震に対する防災対策についてお聞きいたします。

今も山内議員からも述べられましたが、本年1月には石川県の能登半島で震度7、また8月8日には宮崎県で最大震度6弱、さらに翌9日には神奈川県で震度5弱など、大きな地震が頻発しております。気象庁は、特に宮崎県沖の日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震を受け、新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっているとして、直後に南海トラフ地震臨時情報を初めて発表されました。

そして、先ほども答弁ありましたが、宇治田原町におかれましては、地震当日の夜に災害警戒本部を設置され、住民に地震への備えの再確認を呼びかけるとともに、各区長らに協力を依頼されたことであり、迅速な対応に敬意を表します。1週間後に臨時情報の呼びかけは終了いたしました。これまでから南海トラフ地震はマグニチュード8から9クラスの巨大地震が30年以内に高い確率で発生する可能性があると言われており、いつ発生してもおかしくないという状況は変わりません。今回の事態を受け、いよいよではないかと心配される住民の方もおられるかと思います。

まず、1点目の地震の備えの再確認についてですが、臨時情報が初めて出されただけに住民の皆さんからは、どう行動すべきなのかといった戸惑いの声を私も聞きました。家庭では家具の固定や非常用持ち出し袋の準備、水や食料などの備蓄のチェックは欠かせません。また、家族と連絡手段を共有しておくことや避難場所、避難経路の確認なども重要です。

そこで、地震への備えについて、町としてさらにどのような点を徹底されるかについて質問する予定でしたが、既に山内議員に対して答弁がございましたので割愛させていただきますが、私のほうからも備えについての再確認をよろしく願いしておきます。

それでは、次に、防災マップについてお伺いします。

土砂災害、洪水についての防災マップは昨年度更新されましたが、地震の防災マップについては平成22年度から14年間更新されておられません。役場はまだ荒木となっております。早急に更新が必要と考えますが、いかがですか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） それでは、今西議員の防災マップにつきましてご答弁を申し上げます。

防災マップにつきましては、令和5年度に町地域防災計画と合わせて土砂災害洪水ハザードマップとして改訂したところでございます。この防災マップにつきましては、各区を通じて住民の皆様に配付を行い、お住いの地域における災害危険箇所を確認、認識いただくとともに災害に対しての注意点や心構えを掲載するなど、各家庭で災害に備えて日頃から準備していただけるようマップの作成に取り組んだところでございます。

地震ハザードマップにつきましては、平成22年度に京都府の地震被害想定の結果なども参考にすると、地震発生時に予想される震度を示した揺れやすさマップや全壊する建物の割合を示した地域の危険度マップを色分けで表示し、分かりやすいマップとして作成いたしております。

近年、大規模な地震が多発する中、京都府におきましては現在、新たな科学的知見や国などの動向を考慮し、府内の活断層における地震被害想定の見直しを進められておりまして、町といたしましても京都府における地震想定の見直し結果なども参考にする中で、今後見直し内容や時期などについて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 府の改訂を待ってから検討するとのことですが、この間の地震は全国で頻繁に起こっております。本町においてもいつ起こるか予測はできません。肝心の地震の防災マップについては、先ほども申しましたが、この14年間改訂されておられません。対策本部になる新庁舎の位置や重要な避難場所となる中央公園、避難経路に当たる山手線もですが、新たに指定された福祉避難所なども書かれておりません。さらに、本年度拡充された耐震補助の記載也没有ありません。本来なら対策本部となる新庁舎が完成した際に改訂しておくべきであったと思います。

地震対策で最も肝心なのは耐震補強、そして避難所への迅速な避難であります。京都府の見直しを待つとのことですが、それはいつになるのでしょうか。近隣市町では定期的に改訂されております。再度早急なマップ改定を求めます。答弁をお願いいたします。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務政策監。

○総務政策監（奥谷 明） 京都府では京都府戦略的地震防災対策指針及び推進プランにつきまして、令和7年度中の改訂に向けて見直し作業を進められているところでございます。本町といたしましては、現時点におきまして多額の費用をかけて役場庁舎位置や中央公園等を記載するのではなく、京都府における指針及びプランの改定内容、地震想定の見直し結果なども踏まえ、しかるべき時期に改訂するべきであると考えております。もちろん、改定に当たりましては、役場庁舎位置、宇治田原中央公園、福祉避難所等もマップ上に記載を行いますとともに、被害を防ぐポイント、地震発生時の行動を更新するなど、住民の皆さんに分かりやすいマップを作成してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 14年も前に配付された地震防災マップは、ない家庭もあるかと思えます。そうなれば、頼りになるのは町のホームページですが、掲載されているのは、更

新されていない地震防災マップです。京都府の見直しが令和7年度中ということですが、町のマップができるのはさらにその後になります。近隣市町では定期的に改訂されています。ぜひとも早急な改訂を求めますが、当面、せめて地震が心配でホームページを見た人に、避難場所については昨年度改訂された土砂災害洪水マップを参照するようにという注意書きや耐震補強の拡充のお知らせなども同時に見られるようにすることが必要であると考えます。ご検討をいただくよう強く求めておきます。

それでは、次に、避難行動要支援者個別支援計画の策定についてお聞きします。

これまでからも避難行動に支援を要する方の個別支援計画については、住民の命を守るためにも早急に作成する必要があると訴えてまいりました。その後の進捗状況はいかがですか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） ご答弁申し上げます。

避難行動要支援者個別支援計画の策定に当たりましては、これまでから各地域の自主防災組織と連携を図りながら個別避難計画書の完成に向けて取組を進めているところでございます。現在、名簿登録者が269名で、情報提供への同意者が221名、うち個別計画策定者が104名、未策定者が117名となっております。未策定者117名のうち個別避難計画の避難支援者欄が空欄となっていることから作成済みとなっていない方につきましては、各自主防災会会長や地元議員のご協力によりまして36名まで減らすことができました。今後も各自主防災会や協力を申し出ていただいております議員の方々等とも連携し、個別計画の作成、完成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 個別支援計画について支援者が決まらず未策定となっている方が36名まで減らされたことであり、担当課や自主防災会の皆様のご努力については評価したいと思います。ただ、今後の取組については、これまでの答弁と何ら変わりありません。先日の台風10号は、迷走、停滞、遠隔豪雨など、これまでにない広範囲に甚大な被害をもたらしましたが、今後も巨大台風、初めにも申しましたが、南海トラフ地震など自然災害はますます住民にとって厳しい状況が予想され、これまで以上に防災減災対策が必要でございます。何より災害弱者と言われる避難行動に支援を要する方の個別の支援計画の作成が命に関わるものであることは言うまでもございません。

そこで、提案ですが、個別支援計画策定に目的を絞って各地区の自主防災会の皆さん

にお集まりいただき、これまでから申しておりますように、社会福祉協議会や民生委員さん、保健師、ケアマネジャーなどの福祉関係職員、また町が主導で養成された防災士にも協力いただいて、早急に必要な方の支援計画を策定するための具体的な会議を担当課や福祉課などがイニシアティブを取って開催してはいかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務政策監。

○総務政策監（奥谷 明） 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、避難行動要支援者個別支援計画の策定に当たりましては、これまでから各地域の自主防災組織と連携を図りながら個別避難計画書の完成に向けて取組を進めているところでございます。国の示します取組指針に、個別計画の策定については地域の特性や実情を踏まえつつ市町村や民生委員等のコーディネーターが調整しながら策定することが示されていることは認識いたしております。民生・児童委員協議会定例会におきまして避難行動要支援者個別支援計画の策定について総務課から現状を説明し、情報共有することも既に調整済みでございます。

今後とも各自主防災会や協力を申し出ていただいております議員の方々等とも連携をいたしまして、個別計画の作成、完成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 先ほどから申しておりますように、災害が頻繁する中、住民、とりわけ避難行動が困難な方の命に関わることであり、できる手だてはすぐにでも打つべきです。早急な対応を求めておきます。

次に、避難所の空調設備について伺う予定をしておりましたが、先ほどの山内議員の質問と重なり、既に答弁がございました。避難所への空調設置については、私どももこの間、有利な補助の活用も含め、早急に検討するよう一般質問等で取り上げてまいりましたし、また、党議員団としても毎年の予算要望の中で求めてまいりました。今回、中学校から順次設置を前向きに検討されるということではありますが、緊急防災減災事業債は5年間延長され、令和7年度までとなっていると聞いております。こういった有利な補助を活用すべきと考えますが、本町が中学校に空調を設置する際、間に合うのでしょうか、お聞きします。

○議長（浅田晃弘） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 有利な補助金をとということでございます。議員にご指摘をいただくまでもなく、その時々で有利な財源について検討を行っているところでございます。

また、中学校の間に合うかというようなことでございますが、その辺につきましてもこのときの状況を見る中で検討してまいりたい、そのように思います。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 先ほどの山内議員への答弁もありましたが、既に近隣市町では設置もしくは具体的に検討されております。本町においては、特別教室も含め教室へのエアコン設置は近隣市町よりも早く導入され、子どもたちに快適な学習環境を準備されたことは高く評価しておりますし、このような経過からして、なおのこと全ての体育館への空調設置の早期の実現と国に対しては緊防債等の補助の延長、拡充を強く求めているいただくことを重ねて要望しておきます。

次に、避難所、広域避難場所のトイレについてお聞きします。

災害時において避難生活で困ったことという質問に対して、多くの方がトイレと回答しております。避難所によっては和式便器も多く、足腰の弱い高齢者や車椅子使用の身体障がい者にとっては、トイレの使用が極めて困難となります。避難所や広域避難場所のトイレについては、数を増やすこと、洋式化することが必要でございます。特に住民グラウンドのトイレは古く、女子トイレの5つのうち4つまでが和式となっており、長らく使用禁止のトイレも放置されております。早急に改善が必要ではないでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 岡崎社会教育課長。

○社会教育課長（岡崎貴子） 町内の避難場所、避難所のトイレにつきましては、男性専用の小便器用を除く便器が50から100%の割合で洋式便器となっております。住民グラウンドの女性用のトイレのみが和式便器の割合が多くなっている状況となっております。

ご指摘のとおり住民グラウンドのトイレにつきましては、ほかの施設に比べましても古い建物であることから、余計に新しいものへのお声もあるのかと思っております。ただ、ご利用いただいております方々は、丁寧に皆様お使いいただいていることから、衛生面での苦情は上がってきておりません。洋式化等につきましては、ほかの施設の修繕もありますことから、計画的に順次検討していくこととしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 住民グラウンドの女子トイレについては、あまり使いたくないという声を聞いております。確かに衛生面では問題はないと思いますが、天井には大きな雨漏りの跡があり、床もひび割れておりますし、ドアも壊れた跡がございます。また、先ほども指摘いたしましたが、便器5つのうち洋式は1つ、あとは和式、しかもそのう

ちの1つは使用禁止の貼り紙が貼られたままでございます。このような状態では使用するのをためらうのではないのでしょうか。

洋式化への修繕については、順次計画的に進めていくとのことですが、住民グラウンドは避難場所に指定されていることから優先的な対応がぜひとも必要であると考えますが、いかがですか。教育長の答弁を求めます。

○議長（浅田晃弘） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 先ほども課長が申し上げましたとおり、住民グラウンドのトイレにつきましては、他の施設に比べても古い建物であります。古さから来る傷みも目立つところでございます。住民グラウンドトイレの洋式化等につきましては、避難場所としてももちろんですが、体育施設修繕計画を基に計画的に順次検討していくこととしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 他の施設と比べて古い建物であり、傷みもあるということを認識されておられるのであれば、優先的に改修なり建て替えを検討すべきです。また、使用禁止のトイレをいつまで放置しておかれるつもりなののでしょうか。最低必要な修理修繕はすぐにでもやるべきです。避難場所に指定されていること、そして日常的に町内外の利用者が使われていることを考えれば、やはり早急な修繕及び洋式化を強く求めておきます。

それでは、トイレに関してもう1点質問します。中央公園は防災公園としてマンホールトイレを整備されましたが、住民グラウンドや小学校などの広域避難場所にも設置を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務政策監。

○総務政策監（奥谷 明） 住民グラウンドや小学校などの広域避難場所につきましては、隣接施設に多数のトイレが設置されておりますことから、現時点におきましてはマンホールトイレの整備は予定いたしておりません。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 甚大な被害が想定された場合、隣接施設にも被害が及ぶことも考えられます。また多数の避難者も想定されます。トイレについては、初めにも申しましたとおり、多くの避難者が不便を感じられておりますし、その要因の一つは避難者の数に対してトイレの数が少ないということです。中央公園にマンホールトイレを設置されたのも大災害時に多くの住民が避難されることを想定してのことだと思います。今後の検

討を求めておきます。

それでは、次に、やさしい日本語について質問いたします。

まず、やさしい日本語の認識について伺います。

京都府国際センターでは、多文化共生の実現を目指して外国人住民の共生に重点を置いて事業を展開されております。近年多くの外国人の方が日本で生活されておりますが、宇治田原町においても約500人の外国人の方がおられ、宇治田原町の人口の約18人に1人となっております。外国人住民の中には長期にわたって日本で住んでいる方から短期の留学生まで多様な方がいて、さらに在住目的や年齢、国籍、地域、家族構成、日本語能力など様々な形で生活をされております。

阪神淡路大震災や東日本大震災でも日本人だけでなく多くの外国人も被害を受けました。その中には日本語も英語も十分に理解できず、必要な情報を受け取ることができない人がおりました。このような中、彼らが災害時に適切な行動が取れるようにと外国人住民とのコミュニケーション手段として有効なやさしい日本語というものが考え出されました。

京都府では、このやさしい日本語の活用、普及に取り組んでおり、府内市町村職員を対象に研修会や意見交換会を開催されておりますが、本町ではこのような京都府の取組についてどのように考えておりますか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） やさしい日本語につきましてご答弁のほう申し上げます。

やさしい日本語は言語の壁を越えて多くの人々に情報を伝えるための重要な手段と認識しております。京都府におきましては令和2年から毎年、やさしい日本語市町村職員等研修会を開催されており、昨年度から本町職員も参加をさせていただいております。本町では外国籍人口が増加傾向にありますことから、多文化共生推進のため今後、職員研修の一環として計画的に日頃住民と接する機会のある部署をはじめ幅広い部署の職員を参加させてまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 京都府で開催されているやさしい日本語研修会に昨年度から本町職員の方も参加されているということですし、さらに今後、計画的に幅広い職員の参加も計画されていることであり、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、答弁にもありま

したように、多文化共生を町がイニシアティブを取って推進されるということはとても大切な視点であると思いますので、併せてよろしくお願いいたします。

そこで、やさしい日本語に関わって2点質問いたします。

まず、1点目ですが、災害時は情報の伝達が非常に重要になりますが、日本語が十分理解できずに情報が受け取れない外国人もおられます。そこで、例えば防災マップやホームページなどの災害情報などについては、特に分かりにくい専門用語ではなく、在日外国人の方や子どもなど、誰にでも分かりやすいやさしい日本語を採用することや、漢字に振り仮名をつけることも必要ではないかと考えますが、いかがでしょう。

○議長（浅田晃弘） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） ご答弁申し上げます。

災害時は迅速かつ分かりやすい情報伝達が重要であり、日本語を母国語としない方々や言語に不安を感じる方々もおられますことから、できる限り簡単な言葉を使う、短い文を使う、具体的な表現、イラスト等の視覚的なサポート、繰り返しの表現など、やさしい日本語の特徴を活用した情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） やさしい日本語では、防災マップなどで言えば、例えば亀裂という言葉はひび割れ、広範囲は広い範囲、速やかに通報するはすぐに電話を掛ける、電話する、交通網の寸断は道路が通れなくなる、前兆現象は前もって起こる現象に変えるなどの工夫がなされております。今後については、答弁いただいたことも含め、やさしい日本語について、ぜひとも具体的な検討をし、防災マップやホームページなどに生かしていただくようお願いしておきます。

次に、2点目ですが、役場の窓口などでもできるだけやさしい日本語を使うように心がけをお願いしたいと思います。先ほどから指摘しておりますように、外国籍住民にとって言葉の問題は大きな壁で、とりわけ居住地の町役場は、結婚や出産、子どもの就学をはじめ申請や手続など、生活の様々な場面で関わる機会が多くございます。翻訳アプリなどを利用して意思疎通に努めておられることは承知しておりますし、またこの9月から来年度に向けての日本語教室開設に向けたボランティア養成講座に取り組み、外国人への日本語学習を支援されることも評価したいと思います。

しかし、国内では英語より日本語を使う外国人が多いと言われています。ただ、日本語が話せる外国人の場合でも、役場や学校からの通知文書などは何が書かれているか分

からないことが多いのではないのでしょうか。窓口での使用は基より各種手続や申請についてもやさしい日本語を用いることが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 多文化共生推進には日本人と外国籍の方々との相互理解が何よりも重要でありますことから、既に外国籍の方々に日本語を学んでもらえるよう、日本語教室の来年度開設に向け、明後日から日本語教室ボランティア養成講座を開催する予定でございまして、先ほどご答弁申し上げましたとおり、やさしい日本語の職員研修ややさしい日本語を活用した情報発信等を行ってまいります。

また、外国籍の方々に限らず住民の皆様に分かりやすい表現とするため、相手の立場に立った文書作成や説明に努め、専門用語や片仮名語の適切な使用ができているかを確認するとともに、難しい言葉や曖昧な表現をしないことを心がけるよう、職員研修等を通じて職員一人一人のスキルアップを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） やさしい日本語では、今も答弁ございましたように、抽象的な言葉は使わないようにしております。少し例を挙げてみますと、お手続は休日なるべく避けてくださいという場合は、もっと簡単に、平日に手続してください。行政用語は使わず日常語にする。これはできるだけですけども略語は使わない。例えば健診は年1回となりますは、健康診断は1年に1回です。複数の意味を持つ表現を使わない。例えば、写真は結構です。この場合、結構という言葉の意味は2つあって、一つは優れている、もう一つは要らない。この場合は後者の意味になりますが、つまり写真は結構ですではなくて写真は要りませんと言い換える。また二重否定は使わない。例えば、判こ以外は必要ありませんではなく、判こを持ってきてくださいとするなどでございます。ぜひ検討をお願いいたします。

ただ、いずれにいたしましても、言葉の問題は、翻訳アプリなどの利用で、単に言葉が通じるようにすればよいというだけでは不十分であり、最初にも述べましたが、在日外国人に対する多文化共生への理念的裏付けが欠かせません。また、答弁にもありましたように、やさしい日本語を様々な現場に踏み込むことは、外国人だけでなく障がいや高齢などにより耳慣れない言葉を理解するのに困難を伴う人々に対してもコミュニケーションの窓口を広げるものであると思います。ぜひともやさしい日本語についての様々な取組をいま一度見直していただくようお願いいたします。

また、答弁にありました日本語教室の運営に当たってもご配慮いただくよう求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（浅田晃弘） これにて今西利行議員の一般質問を終わります。

続きまして、山本精議員の一般質問を許します。山本議員。

○５番（山本 精） 通告に従いまして、山本精が９月議会の一般質問を行います。

質問は会計年度任用職員の待遇改善についてです。

新聞報道によりますと、自治労連は自治体非正規労働者の会計年度任用職員の処遇について、正規職員に準じた勤勉手当支給などが実施されているのかの調査結果を発表しました。総務省調査で94%が実施意向とされた勤勉手当は４分の１の自治体で総務省の基準を下回る不適切な対応でした。地方公務員の一時金を構成する勤勉手当について、昨年の地方自治法改正で会計年度任用職員にも支給が可能となり、26都道府県の217自治体からの回答を集約しました。

今年度の勤勉手当支給について実施意向は94.4%と総務省調査と同程度ですが、内実は総務省のマニュアルより支給範囲が狭い自治体が10.5%、正規職員と異なる月数の支給が4.3%、再任用職員に準じた支給としたのが1.9%、制度を創設していない5.6%と合わせて不適切対応が22.3%でした。賃上げ実施の際、正規職員同様に４月から遡って適用しているかと聞いたところ、23年度の４月遡及実施は61.8%、24年度は４月遡及の実施見込みが68.2%に増加しています。

そこで、お聞きします。現在、町の職員についてですが、現在、町の職員は何人ですか。うち再任用職員は何人ですか。また会計年度任用職員は何人おられますか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） それでは、山本議員の会計年度任用職員の待遇改善についてご答弁のほう申し上げます。

町の職員数につきましては、令和６年４月１日現在で、特別職が３人、一般職123人、うち再任用職員が２人となってございます。なお、そのほか短時間勤務の再任職員が３人となってございます。会計年度任用職員につきましては、１週間当たりの勤務時間が23時間15分を超える月額任用の会計年度任用職員が67人となってございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○５番（山本 精） それでは、次に、会計年度任用職員の比率についてお聞きいたします。

会計年度任用職員の男女別人数と比率はどうか。また、職務分野ごとの会計年度任用職員数は、そして、会計年度任用職員の比率の高い部署はどこですか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 先ほどご答弁申し上げました令和6年4月1日現在の月額会計年度任用職員の男女別の人数につきましては、男性14人、女性53人となっており、その比率は男性20.9%、女性79.1%となっております。職種別では保育士27人、事務職員8人、補助教員及び放課後児童支援員が各6人、給食調理員4人、栄養士、学校教育指導主事、英語指導助手、図書館司書、施設管理員が各2人、そのほか看護師、医療事務員、利用者支援専門員、技師、社会教育指導員、地域おこし協力隊員が各1人となっております。

一般職員数と月額の会計年度任用職員数の合計に占める会計年度任用職員数の比率の高い部署といたしましては、放課後児童育成施設が100%、保育所が68.2%、図書館が66.7%、学校給食共同調理場が42.9%となっております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 今、話にありましたが、男女比でいうと1対4で女性が多いというふうな形になっています。で、そこについては今後また検討していただきたいと思っているんですけれども、次に、平均給与について聞いておきます。

まず、職員の平均給与と会計年度任用職員の平均給与はそれぞれ幾らになっていますか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） ご答弁申し上げます。

時間外勤務手当を除く令和6年4月分の平均給与額が、一般職で34万8,713円、月額の任用の会計年度任用職員で19万6,059円となっております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 要するに、賃金格差としてはやっぱり2倍弱ということだと思えます。

それでは、会計年度任用職員の期末手当についてお聞きします。

本年度から会計年度任用職員の期末手当に勤勉手当の支給がされましたが、支給対象となる職員の範囲規定で、国基準に対してどうなっているのでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 地方自治法の改正に伴い本町におきましても本年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することといたしております。支給対象は、常勤職員との均衡等を踏まえ、期末手当の支給対象と同様に、任期が6か月以上、かつ1週間当たりの勤務時間が23時間15分を超える職員といたしております。なお、国家公務員におきましては、任期が6か月以上、かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の会計年度任用職員が勤勉手当の支給対象であると認識をいたしております。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 昨年、日本共産党の伊藤岳議員が参議院総務委員会で、パートタイムの会計年度任用職員への勤勉手当支給などが適切に行われるよう総務省の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの訂正などを求め、そこで大沢博自治行政局公務員部長は、期末、勤勉手当とも継続して6か月間、週15.5時間以上勤務する者を支給対象とするのが基本、制度の趣旨に沿わない取扱いをしている団体に適切な対応をするよう促すと答えています。

本町も国家公務員基準の週15.5時間以上の会計年度任用職員に勤勉手当をするべきだと考えますが、この点については今後考えてほしいと思います。

最後に、会計年度任用職員待遇改善について、以上の答弁から見えてくるのは、先ほども言いましたが、男女比の問題とかを含めてジェンダー平等に反する男女の賃金格差が存在するのではないですか。会計年度任用職員の賃金は低賃金になっているのではないのか。そういう点から待遇改善が必要ではないのではないのでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 先ほどご答弁申し上げましたとおり、一般職と会計年度任用職員の給与の格差は存在をいたしております。ただし、その格差は勤務時間や勤務内容、職責等の違いによるものでございまして、合理的な理由に基づく格差となっております。また、一般職員同士、会計年度任用職員同士の間では男女の給与体系は同一のものとなっており、性別による賃金格差はないと認識をいたしております。

議員ご指摘の会計年度任用職員が低賃金かどうかにつきましては、何と比較するのかにもよるため、一概に申し上げられるものではないと考えますが、本町といたしましては、職務内容及び職責に応じた給与水準であると考えているところでございます。

なお、会計年度任用職員の待遇改善につきましては、これまでから一般職と同様の給与改定の実施や勤勉手当の支給開始等により給与面での改善を図ってきているほか、休

暇や育児休業制度の拡充など、給与以外の面でも待遇改善を実施してきているところですが、今後も京都府や近隣市町での取扱い等の状況を確認しながら、引き続き会計年度任用職員の方が働きやすい職場づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 今までから話しましたように、非正規労働者の賃金について、いろいろ新聞等でも報道されているように、約75%から60%、そういうふうに男女差も言われています。こういう点からも非正規労働者との賃金格差をなくすことを求めまして、私の今回の一般質問を終わります。

○議長（浅田晃弘） これにて山本精議員の一般質問を終わります。

続きまして、藤本英樹議員の一般質問を許します。藤本議員。

○7番（藤本英樹） 議席番号7番、藤本英樹でございます。通告に従いまして9月定例会一般質問を行いたいと思います。

今回の質問は、便利で快適に過ごせる町、大阪・関西万博に向けての取組、多文化共生の3点について質問したいと思います。

まず、便利で快適に過ごせる町についてですが、特には一とバス、は一とタクシー、公共交通の融合について質問します。

西谷町長の一丁目一番地である都市計画道路宇治田原山手線整備事業につきましては、今日まで住民のご理解は基より町長はじめ町幹部のご尽力、また京都府のまちづくりに対するご理解もあり、令和4年度に全線の事業化が決定いたしました。今後も宇治田原山手線整備に町として全力で取り組んでいただき、一日でも早い全線開通を願うばかりでございます。そうした道路整備は鉄道のない本町にとりましては重要なインフラ整備であり、公共交通にとっても新たな人の流れに応じた対応が必要であると感じております。

路線バスでは、2024年問題などによる運転手不足、便数の減少など、交通事業者が置かれている立場は年々厳しい状況が続いております。そのような中、本町では町営バスであるうじたわL I K Eは一とバスの運行とデマンドタクシーであるうじたわL I K Eは一とタクシー事業を展開されておられます。また、地域公共交通活性化協議会では、高速道路を利用した短・中距離バス路線を今後どのように展開していくのか検討いただいているところでございます。

そして、は一とタクシーを令和4年度から運行されてこられました。ある程度、地域公共交通の実証実験的なことができたと思いますし、は一とバス、は一とタクシー、短・中距離バス路線事業を今後どのように組み合わせ、どのように展開していくのかということも検討していかなければなりません。

新名神高速道路完成が明確にいつと分かっておれば、計画も開通に合わせて実行することになるかと思いますが、鉄軌道のない本町にとって高校生の通学、町外への通勤、日常の買い物や運転免許を持たない方、自主返納された方などの移動手段は、公共交通事業において重要なウエートを占めております。高校生の通学、町外への通勤、日常の買い物などの公共交通と交通弱者と言われます運転免許証を持たない方、自主返納された方などへの福祉施策的な方々への対応は、厳密に言えば個別に議論しなければならないと考えておりますが、今回は住民の移動手段という視線で質問をさせていただきたいと思います。

今後、公共交通を必要とされております住民の移動手段を持続可能な事業とできるよう、どのような施策を検討されているのかお伺いいたします。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、藤本議員のご質問にお答えを申し上げます。

公共交通を用いた住民の移動について。

コロナ禍では移動制限やリモートワークの導入等、公共交通の利用も大きく制限されたところでございます。現在は人々の移動も活性化し、インバウンドの回復もあり、利用者数も増加傾向にある一方で、運転手不足による減便など、新たな社会問題も生じてきており、公共交通を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあるところでございます。

このような中、本町においては、地域公共交通の持続、継続を住民にとって大変重要であるとの考えから、利用者の減少や固定化が顕著であった町営バス、コミュニティバスを令和4年10月に、うじたわL I K Eは一とバス、は一とタクシーに編成、有償化し、持続可能な地域公共交通として構築をしました。これら新たな交通体系も少しずつではございますけれども、浸透してきておるところでございます。

地域や利用者、運行事業者などから組織される地域公共交通活性化協議会での提案もいただきながら、町内主要バス停での利用啓発物品の配布や、SNSを活用したフォトコンテスト、また、児童生徒向けのモビリティマネジメント教室や職場体験学習など、未来の公共交通利用者の育成を進めるとともに、町内外をつなぐ唯一の交通機関である京都京阪バスと連携し、城陽市内の大型商業施設で路線バスの利用促進も含めたプロモ

ーションを展開するなど、地域の移動手段を維持していくため、啓発活動にも注力し、取り組んでいるところでございます。

併せまして、公共交通でつながる自治体との連携も進め、城陽市交通担当課と路線バスを身近に感じていただくワークショップ等にも取り組むなど、公共交通を知ってもらい、また利用していただけるよう、この間、できることから進めてきたところでございます。

また、新名神高速道路を利用する短・中距離バス路線については、昨年度にはニーズ・シーズ調査を実施し検証したところでございますが、高速道路完成時期の延期が発表され、開通時期が見通せない状況であることから、再度の検証等が必要と考えておるところでございます。

人をつなげる、みんなで支えるハートのまちの地域公共交通を理念とする町地域公共交通計画には、沿線地域の広域的な連携と地域交通事業者、行政の連携と役割分担が示されております。今後、新名神高速道路を含めた広域道路の整備に伴い、本町を取り巻く交通環境も劇的に変化すると想定され、行政サービスにも限界がある中、住民の方々がバスやタクシーを利用し、みんなで支えていく必要があると考えておるところでございます。

需要と供給のバランスも図りながら、よりよい形に向けた協議を協議会で重ねていただきますとともに、利用促進の取組を通して持続可能性のある公共交通体系の構築を進め、本町の目指す幸福度の高いまち実現を目指してまいりますので、今後ともご理解、またご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 現在実施しておりますは一とバス、は一とタクシー事業は、鉄軌道がない本町にとって重要な公共交通の一つであります。今後、住民からは一とタクシーに移行してもらいたいなど、ニーズに沿った柔軟な制度改革が実現できるよう、改めて各区自治会の意向を確認し、新しい地域公共交通システムを構築すべき時期と考えておりますので、体制を整備していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、大阪・関西万博に向けての取組、中でもお茶のふるさと宇治田原のPRについて質問をいたします。

来年4月から開催されますE X P O 2025大阪・関西万博まであと約220日となり、開催に向け様々な取組が今後具体的に進んでいくものと考えております。1970年、昭和45

年に開催されました大阪万博では、77か国の参加の下、6,400万人の方が来場されました。当時を思い出してみますと、私はまだ5歳で、家族と出かけたことを何となく記憶しております。とにかく物すごい来場者でゴった返しており、人ごみをかけ分け、父親に肩車をしてもらいながらパビリオンを見学したことを今さらながら懐かしく思っております。来年の大阪・関西万博は4月13日から10月13日の184日間の開催期間で、国内外から多くの方々が関西に来られ、大いににぎわうものと期待されております。

そこで、お伺いいたします。国内外から多くの方々が関西に来られる大阪・関西万博は、関西、大阪のみならず京都、本町にとっても絶好のPRの機会であると考えます。万博に関しまして本町としても何らかの取組を検討されているかとは思われますが、現在の取組状況について確認したいと思います。

○議長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、私のほうからご答弁申し上げます。

EXPO2025大阪・関西万博につきましては、京都府でも、万博は地域経済を活性化する起爆剤であり、また、豊かな文化、魅力を発信する絶好の機会でもあると捉え、基本構想やアクションプランの策定をはじめ、オール京都体制で臨むべく様々な取組を検討されており、本町といたしましてもこの間、関係課を中心に京都府との協議を複数回行ってまいりました。

アクションプランには、日本緑茶発祥の地からお茶の魅力発信として、西ノ山展望広場でのイベントを提案するとともに、京都の文化や強み、また観光資源等をアピールし、府内の各地へ人を呼び込む「ゲートウェイ」として位置付けられている万博会場内の共同ブースへの出展を申請してきたところでございます。今後におきましても京都府や近隣市町村と連携する中で取組を進めてまいりたいというように考えておりますので、どうぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 大阪・関西万博の開催期間に合わせて関西文化学術研究都市を会場に、けいはんな万博2025も計画されており、大阪・関西万博の会場である大阪夢洲よりも距離的に近いけいはんな学研都市で様々な取組が検討されております。

先ほど答弁いただきましたように、本町としてもイベントを検討されているようですが、万博は本町を国内外にPRする絶好の機会でもございます。町長は府の基本構想の策定に係る検討会の委員をお務めと聞いております。大阪・関西万博に対しての町長の

思いや所見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

大阪・関西万博に係る京都府の基本構想を検討する大阪・関西万博京都基本構想検討会に私も委員の一人として参画し、この検討会での議論等を踏まえまして昨年５月に府の基本構想が取りまとめられたところでございます。この基本構想の中で、環境と調和しながら府内各地で育まれてきた文化、また伝統から先端技術まで多様な業種にあり、質の高い技術等を有する産業、また、府内各地に様々な資源を有する観光などの魅力を世界へアピールし、人や投資を呼び込むことで京都府全域のさらなる活性化につなげていくことを目指すというわけでありまして、我が町におきましても、唯一無二の歴史と文化を有する日本緑茶発祥の地、お茶のふるさと宇治田原を町内外にＰＲする絶好の機会と考えておるところでございます。

私は我が町のおいしいお茶を多くの方に味わっていただきたいと常日頃から思っておるところでございまして、大阪・関西万博、また、けいはんな万博に来られた方々にもぜひとも宇治田原町まで足を伸ばしていただき、おいしいお茶を味わっていただきますとともに、茶畑の景観を楽しむなど、五感で感じていただければと考えております。

京都府のアクションプランには、茶畑を一望できる西ノ山展望広場でのイベントを提案しておるところでございます。アクションプランには、府内各市町村が様々な取組を上げられております。万博会場から山城地域へ誘客に結びつけるためには、本町だけでなく山城地域全体での周遊観光の創設も効果的な手段の一つと思っておりますので、今後も京都府や、またお茶の京都DMOに働きかけるとともに、近隣市町村とも連携する中で積極的に取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○７番（藤本英樹） 大阪・関西万博は、万博の人、物を呼び寄せる求心力と発信力を大阪、関西及び日本の成長を維持させる起爆剤にすることが開催目的であり、開催に關しまして様々なご意見もございしますが、開催まで約220日となりました。日本各地、世界各国から注目が集まる中、関西文化学術研究都市でもけいはんな万博2025が開催されることは、本町からも近い場所で本町をアピールできる場が提供されることとなります。ぜひこの機会を逃すことなく、存分に本町をアピールしていただき、今後の観光振興に役立てていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。次の質問は、多文化共生日本語教室ボランティア養成講座について質問をしたいと思います。

国は国内に居住している外国人の日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境を整備する目的で、日本語教育の推進に関する法律を公布・施行し、日本語教育の推進に関する施策を総合的、かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定いたしました。この方針では、地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を実施するとされております。現在、本町には約470人の外国籍の方が居住されており、人口の約5.4%を占めております。

そうした中、外国籍の方々が夜中に騒いだり、ごみを分別せずに出したりするなど、地域でトラブルになっているケースも発生していると聞いております。そのようなトラブルは文化や風習の違いをお互いに理解できないことから生じていると思われます。折しも、先ほど申し上げたとおり、国は日本語教育の推進に関する法律に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的、かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定し、本町においても地域の状況に応じた日本語教育推進施策を実施することとなりました。

多文化共存社会の実現のためには、言葉の壁によるコミュニケーション不足の解消が必要であり、日本語教室は重要なルーツであると考えております。本町も来年度の日本語教室開設に向け、日本語教室ボランティア養成講座を、京都府の外国人住民の現状、動詞の種類と形、イ形容詞とナ形容詞の使い方などのカリキュラムに基づき、計5日間の日程で開催される予定でございますが、現在の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（浅田晃弘） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） ご答弁申し上げます。

ただいま議員申されましたように、現在、本町には約470人の外国籍の方々が居住されておりますが、その多くが事業所等従業員として短期的に居住されている方々でございまして、言葉や文化の違いなどから地域住民との相互理解がなかなか進みにくい状況があるものと感じております。

一方、本町が以前実施をいたしました図書館と多文化コミュニケーション事業で行いました外国籍の方々へのアンケートでは、本町で日本語教室を開催してほしいというニーズが見受けられ、実際には外国籍で日本語を学びたいという方々は、城陽市や宇治市等の日本語教室に通われており、通学だけでも毎回多くの交通費や時間を要しておられる状況下でございます。

このような中、議員ご指摘のとおり、法律の施行に伴う国の基本的方針の中で地方公

共同体による日本語教室の推進が位置づけられたことから、本町におきましても京都府国際課や広域財団法人京都府国際センターとも協議を進める中、日本語教室の開催に向けた取組を推進していくこととなったところでございます。

ただし、日本語教室の開催には日本語を教える多くのボランティアが必要なことから、来年度の日本語教室開設に向け、まずは外国籍の方々に日本語を教えるコツを学ぶ日本語教室ボランティア養成講座を府国際センターと共催で、明後日から毎週土曜日5回コースで開催をいたします。

これまで町民の窓、町ホームページ、各区回覧、工業団地管理組合を通じた企業等への周知をしてまいりました結果、27名の方々に受講いただける運びとなりました。本町に日本語教室を開設することにより、外国籍の方々の経済的、肉体的負担を軽減することができるほか、単に日本語を教える場としてだけでなく、地域住民と外国籍の方々と結ぶ交流の場ともなるよう取組を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員各位におかれましてもご理解、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 先ほど説明のございました日本語教室ボランティア養成講座には、たくさんの受講申し込みがあり、関心、意識の高さを感じることができました。今後、来年度の日本語教室はどのように運営されていくのでしょうか。また、多文化共生社会の実現には日本人と外国人の相互理解が必要である中、本町は今後、日本語教室だけでなく、どのように多文化共生施策を展開していく予定なのかお伺いしたいと思います。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務政策監。

○総務政策監（奥谷 明） 日本語教室の具体的な運営につきましては、今後、運営に携わっていただくこととなりますボランティア養成講座受講者の皆様や外国籍の労働者を雇用されている事業所等、関係機関と協議しながら来年度の開設に向け人材の確保や予算措置等、必要な準備を進めてまいりたいと考えております。

また、今後も外国籍の方々が増加すると予想される中、福祉、教育、就労、防災等に関する様々な課題も生じてくると想定されることから、各地域や雇用されている事業所とも連携しながら、本町としても全庁的な体制で多文化共生に取り組んでまいり所存でございます。

外国籍の方々が地域で生活していくためには、必要な情報が分かりやすく入手でき、地域住民とのコミュニケーションにおいても、お互いに伝えたいことが正確に伝わり、

理解することが重要であると認識いたしております。外国籍の方々が日本語を学ぶだけでなく、町職員等が外国籍の方々に分かりやすい日本語であるやさしい日本語を使用することで相互理解が深まることから、職員研修の一環として京都府が毎年開催されるやさしい日本語市町村職員等研修会に、日頃住民と接する機会のある部署をはじめ幅広い部署の職員を計画的に参加させてまいります。

こうした取組を通じて外国籍の方々が地域の一員、住民として地域に受け入れられる土壌をつくり、外国籍の方々が地域社会に愛着を持ち、本町に暮らしてよかった、またそこに住む地域の方々もいい仲間ができたと言えるような風土づくりに努めてまいります。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 来年度の日本語教室開設を契機に、ぜひ町、地域、企業が一体となり、日本人も外国人も安心して暮らせる多文化共生のまちづくりを展開していただきたいということを申し上げまして、9月定例会一般質問を終わりたいと思います。

○議長（浅田晃弘） これにて藤本英樹議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を行います。

午後1時より会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時37分

再 開 午後1時00分

○議長（浅田晃弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

上野雅央議員の一般質問を許します。上野議員。

○9番（上野雅央） 議席番号9番、上野雅央です。

通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

空き家対策について、本町の空き家の実態について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、都市部への人口流入を緩和させ、テレワーク等の密を避けた働き方の推進により地方での勤務や生活などが見直されました。また、都会と地方に限らず趣味や仕事、子育てなど、生活の質を豊かにする二重拠点生活、移住にも注目が集まるなど、コロナ禍を経た今日、暮らしの形の多様性を感じているところ。他方で、近年、国内人口の減少は顕著であり、本町でも1万住民と言われた平成17年より1割以上の人口が減少し、現在では約8,700人となっております。

住民が長期不在となった家屋も増えてきたように感じられ、実際、私自身が生活している周囲にもそのような物件が見られる状況となっております。近所にお子さんや兄

弟姉妹、親族などがおられて、草刈りなど適切な管理が行われている空き家もあれば、相続もなされず放置されたままの空き家も町内で見受けられます。深刻化する空き家問題の解決に向け令和5年12月に空き家等対策特別措置法が改正され、所有者等空家改善の強化を求め、また、本年4月からは相続登記の申請が義務化されるなど、国においても対策の強化を進められております。

そこで、今日、社会的問題である空き家について、町ではこれまでの取組の中、実態把握をされているものと考えますが、宇治田原町における空き家の現状はどのようなものかお聞きしたいと思います。

○議長（浅田晃弘） 植村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（植村和仁） それでは、上野議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町では空き家対策を移住定住や人口流出の抑制、地域のにぎわい創出の一つに位置づけ、平成27年5月に、空き家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行に基づき、空き家及び危険建物の実態を把握するため空き家等実態調査を実施、その結果を基に空き家等所有者意向調査を行い、公表の作成に取り組みました。その後、意向調査の未回収分を加え令和元年及び令和3年には再調査を進め、162件の空き家を対象に空き家の建物、敷地内の状態をランク別に評点化した不良度判定を行いました。不良度の判定は、A B C Dの4つのランクに区分され、管理が行き届いていないが比較的小規模な修繕で利用可能なBランクが全体の73件、約45%と最も多く、現況のままでは利活用が不可能な状態にあるDランクが全体の26件、約16%を確認できたところです。

ご承知のとおり、近年、少子高齢化や核家族化、国内人口の減少を背景として地方における空き家も顕在化してきております。この傾向は本町においても例外ではありませんが、増加傾向にある空き家に比例して空き家についての相談件数が増えてきているなど、空き家に関する地域や住民の方々の意識も徐々に高まりつつあるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 上野議員。

○9番（上野雅央） 本町の空き家の実態は分かりました。それでは、制度と対策について、全国的な潮流の中、管理が行き届いてない家屋が少しずつですが増加していること、また不良判定のA Bランクであった空き家が年月を経て損傷し、より不良なC Dランクに移行しているなど、地域住民から見て管理不全の建物が増えた状態になっているように思われます。社会的な傾向はもちろんです、相続など個人的な理由により今後、管

理不全状態の空き家が増加してくるものと想定され、将来的に周辺のお住まいの方々に影響を及ぼすと考えられます。

先ほども申し上げましたように、二拠点居住などライフスタイルを求める方たちもある中、町として行っている移住定住施策と合わせて、どのような方向性を持って支援施策を進められているのかを伺います。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業理事。

○建設事業理事（垣内清文） 空き家の中でも適切に管理が行われず放置された空き家、つまり管理不全状態にある空き家の増加が地域住民の生活環境にも大きな影響を及ぼすことから、平成30年に町内の空き家の適正管理と利活用の推進を目的とした宇治田原町空き家等対策計画を策定、その後令和5年には同計画を改定した第二期計画を策定し、学識経験者や住民代表からなる空き家等対策協議会の中で議論も重ねるなど、危険な空き家に対する適切な指導とともに、地域の住環境の維持に努めてまいりました。

また、空き家は個人の財産であることから、第一義的な管理責任がある所有者が適正に管理することを原則とした上で、適切な管理を促す書面送付などの対応とともに、空き家バンクへの登録促進やお試し住宅の開設など、空き家の利活用にも積極的に取り組んでまいりました。さらに、相談窓口として京都府宅地建物取引業協会や京都司法書士会と協定を締結し、物件所有者の相談や移住希望者のコーディネートなど相談体制の充実に努めているところでございます。

近年の多様化する所有者事情に応じ、移住希望者と物件所有者のマッチングにつきまして、宅地建物取引業協会と連携した柔軟な対応や所有者不明空き家の調査も含め、近隣住民のご協力もいただく中、時間を要しながらも空き家の適正管理に向けた作業も地道に進めているところでございます。

働く場所とは別に自分に合ったライフスタイルを求めて二拠点生活をされる方などの声は最近よく耳にするようになりました。ライフスタイルや価値観も多様化している今日、移住希望者を一人でも多くこの町に住んでもらうため、空き家対策だけではなく子育て、教育、公共交通、そして道づくりなども含め、対策協議会の中で議論もいただきながら、状況に応じた対応と移住に向けた伴走支援に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（浅田晃弘） 上野議員。

○9番（上野雅央） 引き続き取り組みよろしく願いいたします。

長い間生活され、成長の記憶や思い出のある家屋が管理者不在により空き家となっ

てしまうことは、隣接住民や関係する者にとって心が痛みます。所有者による適切な管理が原則であることは勿論、近隣住民や地域社会の協力と理解が利活用につながるものと考えております。このような協力と理解が広がるよう、私としても努力してまいりたいと思います。

空き家対策計画に掲げられた3つの方向性、適切な管理の促進、活用促進、相談体制の充実を基本に進められているということが分かりました。相続登記がなされておらず、所有者の特定に時間がかかることも一般的にあると聞いております。町でも地道に個別的、柔軟に対応されており、評価するところであります。

社会問題となっている空き家について、事業者が空き家の見守りを行うサービスや空き家を活用した二拠点生活居住の促進に取り組んでいる自治体もあります。また、国土交通省が事務局となって令和3年3月に設立された全国二地域居住等促進協議会という団体があります。全国44道府県と634の市町村が参加し、二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換、共有や発信、課題の整理や対応策の検討等が進められており、現在、会員を募集しています。会費も不要です。京都府内において京都府6市2町9団体の協議会への加入がされております。本町でも空き家対策と移住定住人口及び関係人口の増加を目指すために、その助けになるのではないかと私は思っております。ぜひとも加入について前向きに検討されたいと考えます。

空き家を負の財産として捉えるのではなく、移住者などの受け皿となる地域活性化を担う資源として、移住者の受け皿となる空き家の利活用を継続して進めていくとともに、地域の住環境に影響を及ぼす管理がなされない空き家等についても、時間と手間が必要になると思いますが、引き続き取り組んでいただくことをお願いし、空き家対策についての質問を終わります。

次に、防災対策について質問いたします。

1月に発生した能登半島地震は深刻な被害をもたらし、国民の中に食料や飲料水の備蓄意識が高まったという新聞社の意識調査がありました。さらに、追い打ちをかけるように8月8日に宮崎県で最大震度6弱を観測する地震が発生し、気象庁は、その後1週間以内に大規模地震が可能性が平時より高まっているとし、南海トラフ臨時情報の巨大地震注意を初めて発表しました。南海トラフ地震への関心の高まりとして、非常に関心があるという人は2021年、2022年度には6割だったものが今回の地震後は8割に急増し、多少という回答を合わせると関心があるは99.1%に達しました。スーパーでは米や飲料水がなくなってしまうという現象が起きています。これは日常の活動を続けつつも防災

減災対策の確認が迫られるという国民意識の表れではないでしょうか。

防災対策について、避難行動要支援者避難支援計画につきましては、本年３月に策定されました宇治田原町地域防災計画に基づき、災害時における住民の生命、財産を守るため、避難行動要支援者の安全確保について、円滑に、かつ迅速な避難の確保を図る観点から、行政内部における防災担当と福祉担当の連携、福祉専門職との連携、そして地域自主防災会等連絡協議会等との連携強化等々への取組もされていることと存じます。

計画の進捗状況については、本日他の議員の質問で確認できましたので、１つ目の質問は割愛いたします。ただ、要支援者の個人情報につきましては、法的な根拠の基によるものでもあります。たとえ同意があったとしても無用な転用や複製なきよう適切に情報を保管の上、関係者を含め、その取扱いには十分留意していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。トイレ環境の整備についてです。

災害が発生したときに困ることとして言われているのがライフラインの停止であります。新型コロナウイルスなど様々な感染症の拡大防止対策も求められる中、良好な環境の確保が求められています。中でも重点的に向上すべきものとしてポイントとなる頭文字から保障されるＴＫＢがあります。ＴはトイレのＴ、衛生です。ＫはキッチンのＫです。栄養とかです。ＢはベッドのＢで睡眠がという意味です。特にトイレの問題については深刻な状況とお聞きします。能登半島地震では断水が続き、水洗トイレがない不自由さに直面し、尿意を我慢するために飲食も控えた被災者もおられたそうです。

そこで、災害時に避けて通れないトイレ問題についてお聞きいたします。宇治田原町中央公園にはマンホールトイレを整備されたところではありますが、簡易トイレの整備状況と今後の見通しについてお聞かせください。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、上野議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

食料や生活物資の備蓄につきましては、町地域防災計画に基づき、自助、共助により行われる物資の確保を基本としつつ、町ではそれを完備するために、生命、健康維持の観点での重点備蓄品目を中心に計画的に備蓄を行っておるところでございます。

議員ご質問の簡易トイレにつきましては、水が使えない状況下であっても対応できるよう、住民体育館をはじめ小中学校、奥山田ふれあい交流館などの避難所に簡易ボックストイレを各１０個、宇治田原中央公園には非常用携帯トイレを１，５００個備蓄しておるところでございます。また、今年の６月には日本赤十字社京都府支部と町におきまして災害対応に向けた連携及び協力に関する協定書を締結し、宇治田原中央公園に日本赤十字

社京都府支部防災倉庫を設置し、非常用の携帯トイレを2,000個備蓄したところでございます。

今年1月の能登半島地震では、上下水道が使用できない状況でのトイレ問題が深刻な状況であったことも聞き及んでおるところでございました。そうした中、各地域の自主防災組織におきましても、町の補助金を活用され、各公民館に簡易トイレを備蓄する動きも広がってきているところでございます。

本町といたしましても自助、共助、そして公助が連携する中で災害に備えた対策を強化していくことが大変重要であると考えておりまして、住民や、また各地域に対しての災害時に備えた備蓄物資の情報提供をはじめ、計画的な備蓄を積極的に進めてまいりたいと考えておるところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 上野議員。

○9番（上野雅央） トイレは命に関わる問題です。不衛生にしたり回数を少なくするために水分摂取を控えたりすれば、感染症を引き起こしかねません。新聞情報ですが、災害発生6時間以内で約7割の人が用を足したくなるということとされております。トイレは水、食料よりも先に必要になるということもあります。携帯トイレの備蓄は1人当たり7日分を推奨し、最低3日分は必要とされています。自分自身や家族が1日どれぐらいのトイレを使うかを事前に知っておくことも大事だと思います。

9月1日は防災の日でしたが、天災は忘れたころにやってくる、物理学者であり、夏目漱石門下の随筆家、寺田寅彦の名言ですが、我が国ではこれまで大きな災害が幾度となく起きてきております。台風、豪雨、洪水、土砂災害、地震など、自然災害が発生しやすい国土となっております。天災に人間は抗うことができません。情報を正しく知っておくこと、防災もまちづくりの地域のコミュニティであること、近年我が国における防災意識は高まっていると見受けております。本町においても災害への備えを日常的にどう住民の方々が考え、そのことをいかに定着させていくのかが重要であると考えます。これからも防災力の強化に取り組み、健やかに安心して暮らせる宇治田原町を構築していきたいと願っております。

以上で終了いたします。

○議長（浅田晃弘） これにて上野雅央議員の一般質問を終わります。続きまして、榎木憲法議員の一般質問を許します。榎木議員。

○2番（榎木憲法） 改めまして、皆さんこんにちは。通告に従い榎木憲法が質問いたし

ます。

本日は、件名として、1件目、マイナ保険証について、2件目、災害時の協力井戸についての2件質問をいたします。

まず、1件目、国民健康保険におけるマイナ保険証の運用について質問をいたします。

今まで使用されていましたが国民健康保険の被保険者証は、今年12月2日以降、新規発行されないとのことより、マイナ保険証による受診を、などの言葉をいろんなマスメディアを通じて情報を得ています。そのマスコミ情報を断片的に受けて、マイナナンバーカードを持っても何とか確認書が要るらしいとか、じゃあ何のためのマイナナンバーカードなんだ、カードだけで受診できないのといった声を耳にします。

折しも、この一般質問の原稿を草稿していました9月2日の京都新聞1面に、保険証廃止は不安が根強いと特集が組まれていました。記事詳細は省きますが、アンケートで8割超の人が現行制度の存続を希望されているとの内容でした。この8割という数字は本町にも当てはまる数字と捉え、現状を少しでも町民の皆様に理解していただき、運用に当たってどうなっていくのか不安や疑問点を払拭させていただきたく、次の4項目について質問をいたします。

まず、1つ目、本町の国民健康保険被保険者におけるマイナ保険証の登録率や利用率と、次の3点に係る方々への対応はどうかについてお聞きします。

1点目、マイナナンバーカード制度そのものに不信感を抱き、制度に未登録の方はどうなるのか。

2点目、登録はされているが、健康保険証利用手続をされていない方はどうなるのか。

3点目、子ども、学生さんなど、主に扶養家族などの方は緊急性を要せず、未登録の方はどうなるのか。この方々は現在発行されている国民健康保険証の有効期限が令和7年12月1日になっていますので、それまではこの保険証が使えると思うのですが、いかがでしょうか。有効期間期限切れ後の対応などについてお聞かせください。

○議長（浅田晃弘） 岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） それでは、榎木議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、初めに、現状について申し上げますと、本町国民健康保険被保険者のマイナ保険証登録率は令和6年6月末時点で64.8%、利用率は5月末時点で15.1%であり、この利用率は全国平均を上回っております。国が政策としてマイナ保険証への切替えを進める中、町国保といたしましても、まずは被保険者の皆様方に対してデータに基づくよりよい医療が受けられることや医療費の自己負担限度額認定証の発行や申請の手続が省略

できることなど、そのメリットを引き続き周知し、マイナ保険証の登録と利用を促すよう努めてまいる所存でございます。

また、ご質問のとおり本町国民健康保険では、健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法、これの施行期日前である本年12月1日までに発行する被保険者証につきましては、原則、同法施行令に基づく経過措置期間であります令和7年12月1日までご使用いただけます。一方で、現在の被保険者証の有効期間終了後、あるいは本年12月2日以降に新たに国保被保険者になられた等の資格異動時に、マイナ保険証をお持ちでない方に対しては、マイナ保険証に代わって医療機関で保険診療を受けることのできる資格確認書を交付することによって被保険者の不利益が生じないようにすることとしております。

○議長（浅田晃弘） 榎木議員。

○2番（榎木憲法） 答弁の冒頭、マイナ保険証の登録率は約65%、利用率は15%だが全国平均を上回っているとのことでした。この数値を踏まえながら質問をさせていただきます。

まず、最初の質問でマイナ保険証を持たない方はどうなるのかについては、資格確認書を交付する、それにて医療機関で保健医療が受けられるとの答弁がありました。次に、今の被保険者証がいつまで使えるのかについては、マイナンバーカードを持たなくても本年12月1日までに発行される被保険者証については、原則、令和7年12月1日まで使用可とのこと、この2つの部分がメディアを通じて聞いていてもなかなか理解できず、不明瞭な部分でしたが、ただいまの答弁により不安事項の1つが払拭され、理解し、安心をいたしました。

では、次に、2つ目の質問、その資格確認書についてお聞きします。

厚労省は、未登録者には資格確認書をプッシュ型で発行するとのことでしたが、自治体によってはそうでなく、申請者のみに発行するなど曖昧さがあるようです。本町での対応はどうかをお聞かせください。

また、資格確認書発行に当たっては、電算システムの改修が必要との情報も耳にします。本町はいかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 改正法が施行された後に新たに国保被保険者になられた方等に対しましては、お手続き時にマイナ保険証の登録の有無を確認し、必要とされる方には資格確認書を随時発行いたします。また、令和7年12月1日を有効期限として発行済

みの現在の被保険者証の一斉更新時においては、マイナ保険証未登録の方には申請を求めないプッシュ型により資格確認書を送付させていただく予定としております。

こうした被保険者の皆様へ着実な対応を進めるため、電算システムの改修が必要となることは、ご質問のとおりでございますが、国が進める政策でありますことから財源を確保の上、必要な改修を行うことで円滑にマイナ保険証等の運用を進めてまいりたいと考えております。

○議長（浅田晃弘） 榎木議員。

○２番（榎木憲法） 資格確認書発行に当たっては、改正法施行後、新たに国保被保険者になられた方などには、その手続時にマイナ保険証登録の有無を確認し、必要とされる方に資格確認書を随時発行する、また、令和７年１２月１日が有効期限となる現在の被保険者証の一斉更新時の対応については、マイナ保険証未登録の方には申請を求めず、プッシュ型にて資格確認書を送付するとのことでした。どこかの自治体のように、申請者のみに発行するという仕組みだと、申告を忘れた方が受診の際、資格確認書を持ち合わせず混乱発生の基になるのではと危惧していたところです。プッシュ型で送付とのことでしたので安心いたしました。

冒頭の答弁で登録率が今現在６５％とのことでした。残り３５％の方へのプッシュ型更新対応が多忙になると想定されます。既に立案されているやもしれませんが、今から今の被保険者証の有効期限を迎える令和７年１２月１日までの約１年間、登録推進に向けた取組を強化され、該当月の業務軽減を図られるよう提言させていただきます。

また、電算システム改修の要否については、改修が必要とのことでした。本件が国策である以上、避けて通れないところではありますから、財源確保などに留意され、漏れない対応を依頼しておきます。

次に、３つ目、健康保険税未納の方への対応をお聞きます。

これまで国保税の滞納者に対しては、通常の被保険者より短い有効期限を設けた短期被保険者証の発行にて納税勧奨につなげていたと思われます。この件についてマイナ保険証に移行してからの対応はいかがでしょうか。何か変更はありますか。

○議長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

保険証の形態いかに関わらず、被保険者の税負担の公平性と国民健康保険の健全財政運営のため、国保税滞納者へ適切な対応を行うことの必要性は変わらないものだというように考えております。マイナ保険証への切替えに伴い、ご質問にありました従来の

短期被保険者証の仕組みは廃止されることから、現在、国において、特段の事情なく長期間保険税を滞納されている方に対する通知等について、そのスキームを整備されているところでございます。私ども保険者といたしましては、今後も国から示される情報を注視するとともに、マイナ保険証への移行後も制度そのものを管理する医療保険者等向けの中間サーバーとの情報連携はもちろんのこと、引き続き京都府地方税機構と密に連携を図りつつ適切に滞納者対策を進めてまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 榎木議員。

○２番（榎木憲法） 健康保険税未納の方への対応と変更点有無についてお聞きしました。対応の基本スタンスは、保険証の形態いかに関わらず、被保険者の税負担の公平性と国民健康保険の健全財政運営のため、国保税滞納の方へは適切な対応を行っていくことは変わらないとのことでした。また、保険税未納の方への変更点としましては、従来の短期被保険者証の仕組みは廃止される。それに伴い、現在、国において保険税滞納の方に対する通知などについて、そのスキームを整備されているとのことでした。今後、国からどのようなスキームが提示されるか、町の状態ですが、ここの変更点は大事なことで留意され、その節には適切な対応をお願いいたします。

最後に、４つ目の質問です。本年12月２日以降、被保険者証は新規発行されないというこのことを、12月２日以降は現在の被保険者証は使えないと誤解されている声をよく耳にします。こうした誤解を早々に払拭の意味合いも含めた周知広報が必要ではと思われませんが、いかがでしょうか。

また、75歳以上の方は後期高齢者として府の広域連合が保険者となりますが、住民への対応は町が中心にされていることと思います。今後マイナ保険証に関して町の担当課へ問い合わせされる方も出てくると思われます。その際の対応についてもお聞かせください。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、榎木議員のご質問にお答えを申し上げます。

今後、町国民健康保険においては、令和６年10月中に全被保険者に対しまして国保側のデータベースに登録されている個人番号を確認していただくための加入者情報のお知らせを一斉送付し、併せましてマイナ保険証の周知啓発を改めて行うこととしておるところでございます。同時に、町広報紙等による広報も継続して実施してまいりたいと考

えております。

また、ご質問のように、後期高齢者医療被保険者への対応は、国保同様に、ほぼ町の担当課窓口で行っている現状があり、既に去る7月の被保険者証の一斉更新時に、先ほど述べました国保で送付予定の加入者情報のお知らせと同内容の周知対応をさせていただいたところでございます。引き続き保険者である京都府後期高齢者医療広域連合と一体的に周知と対応を行ってまいりたいということとしておりまして、特に重要なことにつきましては、被保険者の皆様に対しまして現在の被保険者証はその有効期限までは引き続き使用できるということ、また、今後仮にマイナ保険証を持っておられなくてもそれに代わる資格確認書により受診ができること、その上マイナ保険証未登録者の方にはできる限り切替えを促すこと、この3点をきっちりと周知実施し、ご安心いただくことを考えておるところでございます。

これまで同様に、国保、後期高齢、それぞれの被保険者に一番近い立場である本町において必要となる周知と丁寧な対応を進め、被保険者の皆様の安心感や利便性向上に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 榎木議員。

○2番（榎木憲法） 75歳以上の後期高齢者の方々に対しては、国保同様、この町の担当の窓口で行っていく、引き続き府の広域連合と一体となり取り組んでいく旨の答弁がありました。高齢者が増えていく社会現象の中で、業務増加がなっていくと思われませんが、丁寧な対応をお願いしておきます。

マイナ保険証への誤解や不安払拭については、本年10月、国保の全被保険者に対して加入者情報のお知らせを一切送付する、併せてマイナ保険証の周知啓発も行うとの答弁をいただきました。10月といういい時期での啓発活動になると思われれます。町民が一番知りたい事柄やお知らせしたい事柄などを専門用語などを使わずに、分かりやすい表現にて発行されますようお願いをしておきます。

答弁の最後にありました次の3点、1つに、現在の被保険者証は有効期限まで使用できること、2つに、仮にマイナ保険証をお持ちでない方には、それに代わる資格確認書で受診できること、3つに、マイナ保険証を未登録の方には、できる限り切替えを促す、この3点をきちんと周知、実施し、丁寧な対応を進めていくことで安心していただくと言っていました。実施までの期間、新たな課題、問題発生の際には、また別の場

でお聞きさせていただきたいと思います。

これにてマイナ保険証への質問を終わります。

続きまして、大きな質問の2件目に入らせていただきます。

午前中の質問の中でも災害への備えや防災対策についてなどありましたが、私の質問も災害への備えに関することです。が、視点を変えまして災害時の協力井戸の維持管理について質問させていただきます。

災害時の協力井戸につきましては、今年3月の一般質問で私、協力井戸登録の拡大をとさせていただき、4月の町民の窓に早々に掲載いただきました。このことについて、まずはお礼を申し上げたいと思います。その結果については、後ほどの答弁の中で答えいただければと思います。

今回の質問は、登録された協力井戸について、1つ目は現状の確認、2つ目は停電時の対応についての2件質問をさせていただきます。と言いますのは、8月8日に発生しました宮崎県沖での地震、それに伴い南海トラフ臨時情報が発令されました。幸い何事もなく1週間で解除されましたが、その間に私、避難物資などを点検しているときに、そういえば1月1日に発生しました能登半島地震で長いこと断水状況にあったが、もう解決したのかなと調べてみました。そうしますと、石川県珠洲市真浦町では8月末時点でもいまだに断水状態にあることが分かりました。やっとこの9月に解消の見込みとのことでした。復旧に9か月も要し、その間、飲料水の確保もさることながら、生活用水の確保にも苦勞されたであろうとの思いから、本町での登録済協力井戸の実態見直しが必要ではと感じ、質問をいたします。

まず、1つ目の質問、現状の確認です。この制度が開始されたのが平成24年ですから、現在11年経過し12年目を迎えています。この間に水質が変わったから辞退とか、井戸水が枯れた、あるいは引っ越しなどされて今は無管理状態などなどの変動有無はいかがでしょうか。また、こうした管理のツールなどの有無についてはいかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） ご答弁申し上げます。

議員ご承知のとおり、災害時において水道の給水が困難となった場合に、トイレや洗濯など飲料水以外の生活用水としてご提供いただける災害時協力井戸登録制度を平成24年度から開始しております。本年第1回の定例会におきまして議員からのご質問以降1件のご登録をいただき、現在の登録状況は35件となっております。

議員ご指摘のとおり、協力いただいた登録井戸の状況につきましては、登録時より年

数も経過する中で、現在では水が枯渇し使用できないものや適切な管理がなされていないなど、様々な事情で災害時に活用できないものも存在しているかもしれません。町といたしましても登録いただいた井戸を有事の際に効果的に活用できるよう、現状の確認を行うとともに、引き続き町ホームページや広報紙を活用する中で募集を行い、住民の皆さんへの周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 榎木議員。

○2番（榎木憲法） ただいまの答弁によりますと、現状調査をしていくとの内容で、管理のツールなどについてはないと見受けられました。今回の質問が管理ツール制定の機会になりますよう、以下申し述べさせていただきます。

地震など災害時の臨時情報発令などは、いつ発令されてもおかしくない昨今です。そのときになって管理不備だったとならないよう、常日頃から現状確認ができる管理ツールが必要ではと感じているところです。管理ツールの仔細などにつきましては、近隣市町の実情などを調査、参考にされ、安心なまちづくりの一環として安心できる生活用水の確保に向けたツールを早々に制定していただきたいと思います。

次に、2つ目、協力井戸の停電時の対応について質問いたします。

くみ上げの方法としましては、恐らくほとんどの井戸が電動ポンプによるものと思いますが、停電時では稼働しないといったリスクが発生し、せっかく登録した井戸が用をなさないこととなります。その対応として、昔ながらの手押しポンプや発電機活用などが考えられますが、町としての停電時の協力井戸への対応策をお聞かせください。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務政策監。

○総務政策監（奥谷 明） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、まずは現状の井戸の状況確認を行う中で、手動式によるものか電動式であるものかも併せて現状把握に努めてまいりたいと考えております。電動式であれば、議員ご指摘のとおり、停電時には井戸の活用が困難となります。停電時においてもすぐに対応できるよう電動式井戸ごとに発電機を併せ持つことが望ましいことではありますが、発電機の維持管理面や費用面なども含めて、井戸の所有者にもご相談、配慮申し上げる中で、各地域の自主防災会や消防団に配備されている発電機の活用を行うことも視野に入れ、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 榎木議員。

○2番（榎木憲法） ただいまの答弁で、停電時の対応については、電動式井戸ごとに発

電機を併せ持つことが望ましいが、発電機の維持管理面や費用面などを含めて検討要である。については各地域の自主防災会や消防団に配備されている発電機の活用を検討していくとの答弁をいただきました。確かに発電機を各戸に備えることは、費用面で課題があることは重々認識をしているところです。その代案として、各地域の自主防災会や消防団に配備されている発電機の活用を検討していくとのことでした。この代案は即効性があることから、ぜひ具現化していただきたい事項です。つきましては、この発電機の活用案を早々に関係諸団体などと協議され、先ほど申し上げました管理ツールに織り込まれますよう依頼を申し上げます。

最後に、冒頭の答弁で実態把握に努めながら町ホームページや広報紙を活用し、協力井戸の募集を行い、住民への周知を図っていくとのことでした。こうした活動は地道なことではありますが、いざというときには命の水様とあがめられること間違いのないことです。小さなことですが、一つ一つの積み重ねが住民への安心へのパスポートですと申し述べ、そのような災害の日が来ないことを願い、榎木憲法、質問を終わらせていただきます。

○議長（浅田晃弘） これにて榎木憲法議員の一般質問を終わります。

続きまして、宇佐美まり議員の一般質問を許します。宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 改めまして、こんにちは。通告に従いまして宇佐美まりが一般質問をさせていただきます。

まず、次期総合計画及び総合戦略で目指す町の方向性についてお尋ねいたします。

まちづくりの基本的指針である宇治田原町第5次まちづくり総合計画に含まれる第2期地域創生総合戦略は、令和6年度が最終年度に当たり、それを踏まえた上で、昨年度から次期総合計画とまちづくり総合戦略を策定されているところだと思います。

全国的な人口減少が進む中、本町の人口についても例外ではなく、減少すると見込まれています。そこで、現行の第5次総合計画や第2期総合戦略を振り返ってみて、どのような総括がなされたのか、また、次の計画では向こう5年先、10年先の町の将来像をどのように見据えているのか、その方向性についてお尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） ご答弁申し上げます。

総合計画ではまちづくり全体の基本的な指針、方向性をお示しするのに対して、総合戦略では人口減少の克服に寄与する施策、事業にフォーカスした内容で構成しており、この間、戦略に掲げます、まちの活力、うじたわらっ子育て、安心・暮らしよいまち、

この3つの基本目標に沿って地方創生と移住定住に資する施策に重点的に取り組んでまいりました結果、戦略の基本目標ごとに定めたK P Iにおいて達成した指標は様々ありますものの、あくまでも人口減少を食い止めるという計画の総括といたしましては、現状値から判断しますと、人口ビジョンに掲げる目標人口の実現は困難と評価せざるを得ません。

こうした人口減少の厳しい現実を踏まえながらも、次期総合計画では、5年先、10年先も存在感のある町として自立し続けることを目指して、もっとずっと宇治田原を将来像に掲げ、やすらぎのまちづくり、つながりのまちづくり、にぎわいのまちづくり、そしてハートのまちづくり、この4つを政策の柱として取り組む方向性を定めたところでございます。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 10年先も存在感のある町として自立し続けることを目指し、次期総合計画の柱として、今お示しいただいた4つの政策目標に対してどのような施策を展開していくのか大いに期待をするところです。

続きまして、6月議会の一般質問の消滅可能性都市に区分されたことについての答弁では、他の自治体に負けない手厚い移住定住メニューを展開しても人口流出に歯止めをかけることは容易なことではないとの答弁がありました。本町の目指すべき将来像を掲げる第5次総合計画や第2期地域創生総合戦略の中で掲げられている、人と人とがしっかりとつながり、住民と町が協力しながら共に歩んでいくという考え方、そして、ハード、ソフト両面の取組により、広く発信、交流するまちづくりに込める中で、これまで取り組んできた様々な移住施策はとても大切だと思います。今後もぜひこういった取組を続けていただきたいと願っています。

その一方で、今この町に暮らす住民の人たちがこの町に対して愛着を持ち、ずっと暮らし続けたいという思いを持てるような施策、そして、本町から転出していかれないという視点もとても大切だと考えます。

そこで、そのことを踏まえた上で、次期計画ではどのようなことを重点化して取り組むのかお尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務政策監。

○総務政策監（奥谷 明） 総合計画の基本計画に包含する形で策定する総合戦略は、人口減少を抑制するための施策に横断的に取り組むための計画であり、ここでは、安心して子どもを産み育てる環境を整える子育てを応援する戦略、新しい人の流れを生み出し

町の活力をアップする戦略、そして、議員ご指摘の転出を抑制する視点として、ずっと住み続けたいまちづくりの、この3つの枠組みに重点化する方向で進めているところでございます。

先ほど申し上げました町の将来像の検討に際しましては、お寄せいただいた様々なご意見を踏まえまして、この町にもっと愛着が持てる、そして、ずっと住み続けられるという思いを端的に表現するフレーズといたしまして、もっとずっと宇治田原を掲げさせていただいたものでございます。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） もっとずっと宇治田原という言葉には、今この町に暮らす人たちがずっと住み続けてもらうという思いが表現されていると共感いたしましたので、戦略では3つの枠組みに重点化した思い切ったプランづくりを進めていただきたいと思います。

次に、特色ある教育活動の情報発信についてお尋ねいたします。

本町独自の学びの場として2016年から町内在住の教職員退職者や有識者及び次代を担う大学生や高校生の力を借りて学びの向上を目指すとした寺子屋うじたわら学び塾は、地域ぐるみ、町ぐるみの取組によって行われるとても有効な事業の一つと考えます。講座の内容も年々ユニークな工夫が見られ、自由研究の応援や英検、漢検をサポートする学習をはじめとして、英語を使ってベトナム料理を作るわくわく英語など、とても興味深いものとなっています。

この夏休みを利用して子どもたちが参加したと思いますが、その参加状況や子どもたちの感想などについてお聞かせください。また、運営協議会を経た後になると思いますが、冬休みに向けて講座の方向性についてもお聞かせください。

○議長（浅田晃弘） 矢野教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） ただいまの質問にご答弁を申し上げます。

寺子屋うじたわら学び塾は、本町の育てたい子ども像、夢に向かって自ら学ぶ人、人とのつながり、絆を大切にする人、誇りを持ってふるさとを語れる人の育成に向け、教育委員会が主催する町ぐるみの取組であります。今年度の夏休みには、自由研究応援します、わくわく英語、勉強何でも応援室、英語検定を目指して、漢字検定に挑戦の5種類12回の講座を実施し、延べ129名に参加いただき、新たな発見や挑戦力を身につけていただいたところです。

講座後のアンケートでは、大変よかったが51.5%、よかったが39.2%と9割以上の参

加者に良い評価をいただいております。また、冬休みに向けた講座の方向性につきましては、10月に運営協議会を開催し検討する予定としておりますが、夏の講座に加え、運動スキル講座等の実施を検討しているところでございます

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） うじたわら学び塾については、先ほども述べたように、地域ぐるみ、まちぐるみの取組によって行われるとても有効な事業の一つです。多くの子どもたちが意欲的に参加し、子どもたちが高評価していることをお聞きし、本事業を12回も続けて実施されてきたことの意義を改めて認識いたしました。また、今後は運動スキル講座も計画されているということで、さらに子どもたちが興味を持てる選択肢が広がることに大きな期待をしたいと思います。

続きまして、さきの6月の一般質問で町立小学校における教科担任制について伺ったところ、平成30年度から町内全ての小学校で専科教員による教科担任制を導入し、5、6年生の英語でコミュニケーションを図る資質能力の育成に取り組まれており、その前段の小学3、4年生にも外国語活動を実施する中で英語学習の楽しさ、大切さを児童が感じる授業を展開されています。

こうした事例は、うじたわら学び塾と併せ、全国的にも進んだ取組であり、本町ならではの強みであるのに、保護者の間で知らない方も多く、せっかくの誇らしい取組であるにもかかわらず、足元の住民の認知度が低く、もったいない感じを持っています。学校だよりや町ホームページの活用と併せて、子育て世代に利用者の多いSNSをツールとして積極的に使うなど、知ってもらうための発信にも戦略的に取り組んでほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 教育活動の情報発信についてでございます。

本町で取り組んでおります特色ある教育活動につきましては、小学校の英語学習をはじめ寺子屋うじたわら学び塾など多岐にわたり取り組んでいるところでございます。こういった取組におきまして子どもたちが随所に見せる笑顔など、生き生きと学んでいる姿を保護者の方や地域の方が知ることは、子どもの学びにとって大変意義深いものだと考えております。

その情報につきましては、学校のホームページや学校だよりを中心に発信をしておりますが、さらに多くの方々に知ってもらえるよう、子育て世代に利用者の多いSNSの活用、本町は取得しておりますインスタグラムの公式アカウントうじたわらいくを活用

しての情報発信につきまして、さらに前向きに検討していきたいと考えております。

また、住民の方々にも広く知っていただけるよう、町の広報紙「町民の窓」で情報発信の強化にも努めてまいりたいと考えており、デジタル、アナログ双方の利点を生かすことで、より多くの方に本町の教育活動の魅力を情報発信できるように考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） まちづくりの目標を達成するためには、地域住民が主役になれるような効果的な事業や取組が必要になってくると思います。また、次世代を担う子どもたちが夢を持って生き生きと過ごすことができるような環境を整えるためにも、住民の方々にあらゆる情報発信を活用してこれら有益な活動を知ってもらい、地域の大人の参加、協力を促すことで地域社会との連携を強めることができればよいのではないかと思います。

最後に、子育てに関する立案、企画に関する有効なシステムづくりについてお尋ねいたします。

宇治田原町ならではの英語教育については、6月議会の一般質問において、未来を担う子どもたちの夢を応援する未来挑戦隊チャレンジャー育成プロジェクトとも連携を深め、オンラインで外国の学校とつながりや交流を深める取組など、子どもたちの知的好奇心を追求できる内容も今後に向けて模索したいとの前向きな答弁をいただきました。

そこで、子育てや教育活動を応援する町としてさらに向上するために、現時点で来年度に向けて検討されている事業はありますか。

これら子育てや教育活動に関する施策の立案や企画及び発信については、行政の縦割りの単独課で行うのではなく、関係課が横断的に連携して取り組めるシステムを含めて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

総合戦略に沿った取組の一つとして子どもたちの心にシビックプライドを育むことを目的に未来挑戦隊チャレンジャー育成プロジェクトをスタートさせた経緯があり、関係課が横断的に連携して取り組むための枠組みとして機能させているものでございます。

子育てや教育に関する我が町ならではの施策の発信につきましては、子育て世代においてホームページ以外のツールの利用量が高いことを鑑みますと、取組の余地はまだまだ

だであると認識をしております。移住定住の視点に立ったプロモーションとして、先ほど教育長の答弁のとおり、うじたわらいくのインスタグラムなどは内外に遡及する有効な機会となり得るものですので、SNSプラットフォームの活用についても関係課が横断的に庁内連携を図ってまいりたいというように思っているところでございます。

子どもたちの知的好奇心を刺激し、チャレンジを後押しする新たな展開につきましては、この場で具体的にお示しできる段階のものではありませんけれども、他団体の取組なども研究する中で、子どもたちへの直接的な投資の視点に拘って、関係課と連携の下、私たちもチャレンジし続けたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 総括といたしまして、宇治田原町は子どもたちの学びと育みにユニークな取組をしている自治体として内外の認知を高めることができれば、住民にとってふるさとに対する誇りと愛着の醸成につながるとともに、町外の方々に対しては、子育てをする場として選択肢の一つになり得ると思います。これまでどおりホームページや広報紙を利用して写真や文字で情報発信することとてもよいのですが、やはり情報の受け手からすれば、ネットを介した動画やSNSでの情報が主流であることから、情報の収集はますますそちらへと移行していくこととなると思います。

例えば、私自身も茨城県境町で子どもたちが町内の観光地を英語で案内している動画配信はインパクトを強く受けましたし、本町の未来挑戦隊チャレンジャー育成プロジェクトの動画配信では、動画であることの強みを生かし、ホームページの文字を読むことで得る情報伝達だけではなく、担当職員や中学生がじかに語る熱い思いがひしひしと伝わってきました。

本町にはまだまだ子どもたちを支援する様々な取組が数多くあります。例えば、永谷宗円の歴史を学びながらの永谷園お茶づけ給食、寺子屋うじたわら学び塾では、新体力テストに向けて不安な子どもたちに対しての体験講座、高尾へのハイキング、また、トライアルキッズとしてグループ・バンブー・ダンス、ロープ・ジャンピング、ドッジビー、宇治田原中央公園での星座観賞など、これらの取組を通じて住民の大人たちと行政が協力し、町を挙げて子どもたちを応援しているというその姿勢、熱い思いをぜひとも様々な情報発信手段を活用して発信してほしいと願っています。そんな小さな取組の積み上げが本町の将来への未来展望につながっていくのではないのでしょうか。

以上をもちまして私、宇佐美まりの一般質問を終了させていただきます。

○議長（浅田晃弘） これにて宇佐美まり議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会します。

次回は明日 9 月 6 日午前10時から会議を再開いたしますので、ご参集願います。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

延 会 午後 2 時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 森 山 高 広

署 名 議 員 宇 佐 美 ま り